

1 趣旨

令和4年6月14日 厚生労働省保険局保険課から、出産育児一時金等の支給に当たっては、出産又は死産等の事実確認のみで足り、出生児及び死産児（以下「出生児」という。）の氏名まで確認することは不要であることを踏まえた事務連絡が発出されました。

このため、横浜市国民健康保険条例施行規則の第31号様式において、出生児氏名の記載を今後求めないものとするため、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号。以下「規則」という。）の様式の一部を変更します。

また、マイナンバーカードを提示して雇用保険の受給資格の確認を受けた者に対しては、雇用保険受給資格通知を交付することが可能となりました。

特例対象被保険者等に係る届出時に、必要に応じて雇用保険受給資格者証の提示を求めていましたが、雇用保険受給資格通知を用いた場合でも同様に提示を求めることができるよう変更します。

2 改正の概要

次の事項を改正します。

- (1) 国民健康保険出産育児一時金支給申請書の記載内容について、「出生児の氏名」の欄を削除します。
- (2) 特例対象被保険者等に係る届出について、第12条の5に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を追加します。

3 公布・施行予定日

(1) 公布予定日

令和5年9月15日（金）の市報に登載し、公布します。

(2) 施行予定日

公布の日から施行します。